

— 企業誘致報奨制度 事務手続きの流れ —

①情報提供者から立地希望企業等情報提供書（様式第1号）の提出



②内容の確認後、企業等立地情報受付結果通知書（様式第3号）を情報提供者に交付（受理・不受理の決定）



③立地希望企業との交渉開始

※情報提供書の提出があった日から起算して2年を経過した場合、その情報は無効となる



④報奨金の交付決定

以下のいずれかに該当することとなった場合、情報提供者に対して企業誘致報奨金交付決定通知書（様式第4号）を交付する

ア 土地売買契約を締結し当該立地希望企業が土地代金を完納した上で土地の引き渡しが完了したとき

イ 事業用定期借地権契約を締結し当該立地希望企業が契約保証金を納入したとき



⑤報奨金の交付

情報提供者から企業誘致報奨金請求書（様式第5号）の提出